

岩手県地方独立行政法人評価委員会の主な業務とスケジュール

1 岩手県地方独立行政法人評価委員会の主な業務

- 知事が策定する法人の中期目標に基づき、各法人が中期計画・年度計画を策定します。
 中期目標や中期計画の策定にあたり、評価委員会の意見を聴取等することになっています。

【中期目標期間】

- ・岩手県工業技術センター：令和3年度～令和7年度（5年間）
- ・岩手県立大学：令和5年度～令和10年度（6年間）

- 上記計画に基づき各法人が実施した業務の実績について、岩手県立大学の分は評価委員会が評価を行い、岩手県工業技術センター分は知事が評価を行い、評価委員会は意見を述べるすることができます。

【評価の種類】

- ・「年度評価」（毎事業年度の業務実績の評価：岩手県工業技術センターが対象）
- ・「見込評価」（中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価）
 令和7年度：岩手県工業技術センターが対象
- ・「期間評価」（中期目標期間における業務実績の評価）

- このほか、中期計画の変更などについて、随時、評価委員会にお諮りすることとしております。

岩手県地方独立行政法人評価委員会の主な業務

				地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	公立大学法人 岩手県立大学	地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	公立大学法人 岩手県立大学	
【目標・計画の策定】	中期目標	策定 手続き		知事	知事	法第25条第1項	法第25条第1項	
			評価委員会	評価委員会の意見を聴取	評価委員会の意見を聴取	法第25条第3項	法第25条第3項	
			認可等	議会の議決	議会の議決	法第25条第3項	法第25条第3項	
			公表	必要	必要	法第25条第1項	法第25条第1項	
			その他		法人の意見を聴取・配慮		法第78条第3項	
	中期計画	策定 手続き		法人	法人	法第26条第1項	法第26条第1項	
			評価委員会	意見を述べることができる	評価委員会の意見を聴取	条例第3条第1項第1号	法第78条第4項	
			認可等	知事の認可	知事の認可	法第26条第1項	法第26条第1項	
	年度計画	策定 手続き		法人	-	法第25条第4項	法第25条第4項	
			評価委員会	—		法第27条第1項	(法第78条第7号)	
			認可等	知事へ届出		法第27条第1項	(法第78条第7号)	
			公表	必要		法第27条第1項	(法第78条第7号)	
【業務実績等の評価】	毎事業年度の業務実績・					法第28条第1項第1号	(法第78条の2第1項)	
	「年度評価」	評価	①	法人) 自己評価を報告	-	法第28条第2項	(法第78条の2第1項)	
			②	知事) 評価		法第28条第1項	(法第78条の2第1項)	
			③	評価委員会) 意見を述べるができる		条例第3条第1項第2号	(法第78条の2第1項)	
			④	知事) 評価結果を法人に通知、公表、議会に報告		法第28条第5項	(法第78条の2第1項)	
			⑤	法人) 評価結果の反映状況を公表		法第29条	(法第78条の2第1項)	
	中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績					法第28条第1項第2号	法第78条の2第1項第1号	
	「見込評価」	評価	①	法人) 自己評価を報告	法人) 自己評価を報告	法第28条第2項	法第78条の2第2項	
			②	知事) 評価	評価委員会) 評価を行い、結果を法人に通知	法第28条第1項	法第78条の2第1項・第4項	
			③	評価委員会) 意見を聴取	評価委員会) 上記通知後、知事に報告・公表	法第28条第4項	法第78条の2第5項	
			④	知事) 評価結果を法人に通知、公表、議会に報告	知事) 上記報告を受けて、議会に報告	法第28条第5項	法第78条の2第6項	
			⑤	法人) 評価結果の反映状況を公表	法人) 評価結果の反映状況を公表	法第29条	法第78条の2第7項	
		《中期目標期間の終了時までにを行うこと》						
			⑥	知事) 組織のあり方等の検討	知事) 組織のあり方等の検討	法第30条第1項	法第79条の2第1項	
			⑦	評価委員会) 意見を聴取	評価委員会) 意見を聴取	法第30条第2項	法第79条の2第2項	
			⑧	知事) ⑥の内容を公表	知事) ⑥の内容を公表	法第30条第3項	法第79条の2第3項	
	中期目標期間における業務実績・					法第28条第1項第3号	法第78条の2第1項第2号	
	「期間評価」	評価	①	法人) 自己評価を報告	法人) 自己評価を報告	法第28条第2項	法第78条の2第2項	
			②	知事) 評価	評価委員会) 評価を行い、結果を法人に通知	法第28条第1項	法第78条の2第1項・第4項	
			③	評価委員会) 意見を述べることができる	評価委員会) 上記通知後、知事に報告・公表	条例第3条第1項第2号	法第78条の2第5項	
			④	知事) 評価結果を法人に通知、公表、議会に報告	知事) 上記報告を受けて、議会に報告	法第28条第5項	法第78条の2第6項	
			⑤	法人) 評価結果の反映状況を公表	法人) 評価結果の反映状況を公表	法第29条	法第78条の2第7項	

2 中期目標期間に応じた年度ごとのスケジュール

(1) 岩手県工業技術センター

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
中期目標 経過年数	3 年目	4 年目	5 年目 最終年度	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
評価委員会 業務	R4 年度評価	R5 年度評価	R6 年度評価 見込評価 中期目標 中期計画 組織在り方等検討	R7 年度評価 期間評価	R8 年度評価	R9 年度評価	R10 年度評価

※岩手県工業技術センターの業務実績は、知事が評価を行い、その知事の評価に対して評価委員会は意見を述べることができます。

(2) 岩手県立大学

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
中期目標 経過年数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目 最終年度	1 年目
評価委員会 業務	R4 年度評価 期間評価				見込評価	中期目標 中期計画 組織在り方等検討	期間評価

※岩手県立大学の業務実績は、評価委員会が評価を行います。

※地方独立行政法人法の改正に伴い、令和 6 年度から公立大学法人に係る年度評価は廃止されました。

3 令和 7 年度岩手県地方独立行政法人評価委員会開催スケジュール（予定）

時期	評価委員会等	岩手県立 大学	岩手県工業技 術センター	委員会における議題等
令和 7 年 7 月 10 日 (木)	第 1 回評価委員会	○		【随時】役員報酬の一部改正につ いて御意見をいただきます。
	第 2 回評価委員会		○	法人から自己評価の報告を受けま す。
(委員会開催から 1 週間後を目途)	(評価調書の提出)		○	法人に対する各委員の評価を御提 出いただきます。
8 月 6 日 (水)	第 3 回評価委員会		○	各委員の意見を踏まえ県が作成し た知事評価（案）について御意見 をいただきます。
9 月 22 日 (月)	第 4 回評価委員会		○	県から次期中期目標（案）の説明 をします。
令和 8 年 2 月	第 5 回評価委員会	○		【随時】現中期計画の変更につい て御意見をいただく予定です。
	第 6 回評価委員会		○	法人から次期中期計画（案）の説 明をします。
(委員会開催から 1 週間後を目途)	(調書の提出)		○	法人案に対する各委員の御意見を いただきます。
3 月	第 7 回評価委員会		○	県から次期中期計画の認可につい て説明します。